

## 附属図書館デジタルアーカイブ運用要項

(平成28年9月1日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

### (目的)

第1条 この要項は、島根大学附属図書館デジタルアーカイブ（以下「デジタルアーカイブ」という。）の運用に関し必要な事項を定め、デジタルアーカイブを活用した研究、教育、生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 デジタルアーカイブ 記録資料、古典籍、絵図、写真その他の学術研究及び教育の素材となる資料（以下「学術資料」という。）を電子的な形態により永続的に蓄積・保存し、インターネットを介して学内外に公開するシステムをいう。
- 二 コンテンツ デジタルアーカイブを利用して公開することを目的としてデジタル化された学術資料をいう。
- 三 コンテンツ利用者 デジタルアーカイブに登録されたコンテンツを利用する者をいう。

### (登録対象資料)

第3条 デジタルアーカイブに登録する学術資料は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 島根大学（以下「本学」という。）が所蔵するもの
- 二 本学外の図書館又は博物館等の機関及び個人（以下「学外機関等」という。）が所蔵する学術資料で、本学の研究・教育の対象となるもの

### (登録申請及び登録承認)

第4条 前条第2号の学外機関等が所蔵する学術資料をデジタルアーカイブに登録することを希望する者（以下「登録申請者」という。）は、デジタルアーカイブ登録申請書（別紙様式1-1）により島根大学附属図書館長（以下「館長」という。）に申請し、許可を受けるものとする。

- 2 前項の登録申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 前条第2号の学術資料を所蔵する学外機関等の代表者
  - 二 前条第2号の学術資料を研究する本学の職員
- 3 前項第2号の者が登録を申請するにあたっては、登録を申請する学術資料を所蔵する学外機関等の同意を得た上で申し込むものとする。
- 4 館長は、登録申請に許可を与えるときは、デジタルアーカイブ登録承認書（別紙様式1-2）を登録申請者に交付するものとする。ただし、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないことがある。
  - 一 過去に本要項に反する行為を行っている場合
  - 二 申請内容に虚偽の記載があった場合
  - 三 申請内容が第1条の目的に合わないと思われる場合
  - 四 その他館長が不相当と認めた場合

### (著作権者からの許諾)

第5条 デジタルアーカイブから公開しようとする学術資料が著作権保護期間内の著作物であるときは、当該学術資料が第3条第1号に規定する本学の所蔵資料の場合は館長が、

同条第2号に規定する学外機関等の所蔵資料の場合は登録申請者が、著作権者に対して、事前に次の各号に掲げる事項について許諾を得るものとする。

- 一 著作物をデジタル化すること。
  - 二 サーバに電子的に複製し、保存すること。
  - 三 インターネットを利用して公衆送信すること。
  - 四 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと。
- 2 館長又は登録申請者は、著作権者に対して、第8条に規定する公開ステータスを事前に確認するものとする。

#### (経費)

第6条 館長は、第4条の登録申請に許可を与えたときは、デジタル化に係る経費負担について、登録申請者と協議し、決定するものとする。

- 2 デジタルアーカイブにおけるコンテンツの運用に係る経費は島根大学附属図書館（以下「図書館」という。）の負担とする。

#### (コンテンツの登録)

第7条 館長は、第4条の登録申請に許可を与えたときは、コンテンツをデジタルアーカイブに登録するものとする。

- 2 コンテンツの登録に当たって、登録申請者は、資料名、作成年代、形態等の学術資料を識別できる情報（メタデータ）を図書館に提供するものとする。

#### (コンテンツの公開ステータス)

第8条 館長は、コンテンツに、学術資料の内容又は調査・研究の進行段階など、その性格や状態に応じて次の各号に掲げる公開ステータスを付与するものとする。

- 一 学外公開
  - 二 学内公開
  - 三 認証公開
- 2 館長は、前項各号の公開ステータスを、資料についての調査・研究の進行段階に応じて変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する学外機関等が所蔵する学術資料に係るコンテンツの公開ステータスは、当該学外機関等との協議により別に定める。
- 4 第1項第1号の学外公開ステータスを付与したコンテンツ（以下「学外コンテンツ」という。）は、インターネットを通じてどこからでも閲覧できるよう公開するものとする。
- 5 第1項第2号の学内公開ステータスを付与したコンテンツ（以下「学内コンテンツ」という。）は、本学に在籍する学生及び本学の職員（以下「学内者」という。）が学内LANに接続された端末機から利用するものとする。
- 6 学内者以外の者が前項の学内コンテンツの利用を希望するときは、デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可申請書（別紙様式2-1）を館長宛てに提出し、デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可書（別紙様式2-2）による館長の許可を得た後に図書館内の指定された端末機から利用するものとする。
- 7 第1項第3号の認証公開ステータスを付与したコンテンツ（以下「認証コンテンツ」という。）は、当該認証コンテンツを研究対象とし、1名以上の本学の教員を構成員として含む研究プロジェクトの構成員が第9条の手続きを経て、館長の承認を受けた後、デジタルアーカイブ上で利用者ID及びパスワードによる認証を経て利用するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、認証コンテンツの利用を希望する者は、デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可申請書（別紙様式2-1）を館長宛てに提出し、デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可書（別紙様式2-2）による館長の許可を得た後に図書館内の指定された端末機から利用することができる。

(認証コンテンツの利用申請)

- 第9条 1名以上の本学の教員が構成員となっている研究プロジェクトの代表者(以下「研究代表者」という)は、認証コンテンツを利用しようとするときは、デジタルアーカイブ認証利用申請書(別紙様式3-1)に利用を希望する認証コンテンツを明記して館長に提出し、館長からデジタルアーカイブ認証利用承認書(別紙様式3-2)による利用の承認をうけるものとする。ただし、承認を受けようとする認証コンテンツが学外機関等の所蔵に係るものである場合は、事前に当該学外機関等の同意を得るものとする。
- 2 研究代表者は、前項の利用申請をするにあたっては、研究プロジェクトの構成員のうち、本学に在籍する大学教員の中から認証利用責任者を置くものとする。ただし、研究代表者が本学に在籍する大学教員である場合は、研究代表者が認証利用責任者を兼ねるものとする。
- 3 研究代表者は、研究代表者、認証利用責任者又は構成員に変更があった時は、速やかに館長に変更申請を行うものとする。

(認証利用責任者)

- 第10条 認証利用責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- 一 館長の求めに応じて、研究プロジェクト終了後における認証利用に係る認証コンテンツの公開ステータスについての意見を述べること。
  - 二 その他認証利用責任者が構成員である研究プロジェクトにおける認証利用に関すること。

(認証利用に係る調査・研究完了報告)

- 第11条 研究代表者は、認証利用に係る研究プロジェクトが終了したときは、認証利用に係る調査・研究完了報告書(別紙様式4)を館長に提出するものとする。
- 2 前項の研究プロジェクトの終了に伴い、認証利用により利用した認証コンテンツの公開ステータスを変更する必要があるときは、館長は認証利用責任者の意見を参考にして決定するものとする。ただし、当該コンテンツが、学外機関等が所蔵する学術資料に係るコンテンツの場合は、公開ステータスの変更にあたって所蔵者の同意を得るものとする。

(複製)

- 第12条 コンテンツ利用者がコンテンツの複製を希望するときは、コンテンツに付与された公開ステータスにより、次項から第4項までに定めるところにより複製を行うものとする。
- 2 第8条第1項第1号に規定する学外コンテンツは、コンテンツ利用者がデジタルアーカイブ上のコンテンツをダウンロードして、複製を行う。
- 3 第8条第1項第2号及び第3号に規定する学内コンテンツ及び認証コンテンツの複製を希望する者は、デジタルアーカイブコンテンツ複製許可申請書(別紙様式5-1)を館長宛てに提出し、デジタルアーカイブコンテンツ複製許可書(別紙様式5-2)による館長の許可を得た後に島根大学附属図書館職員が複製し、申込者に送付するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する学外機関等が所蔵する学術資料に係るコンテンツの複製は、当該学外機関等との協議により別に定める。

(復刻・翻刻及び掲載等)

- 第13条 コンテンツ利用者がコンテンツを復刻、翻刻、出版物への掲載、放映又はインターネット・ホームページへ掲載(以下「復刻・翻刻及び掲載等」という。)しようとする

るときは、次項から第4項までに定めるところによるものとする。

- 2 第8条第1項第1号に規定する学外コンテンツは、コンテンツ利用者が個別のコンテンツに付与されたライセンスに従い利用するものとする。
- 3 第8条第1項第2号及び第3号に規定する学内コンテンツ及び認証コンテンツの復刻・翻刻及び掲載等を行おうとする者は、復刻・翻刻及び掲載等許可申請書（別紙様式6-1）を館長宛てに提出し、復刻・翻刻及び掲載等許可書（別紙様式6-2）による館長の許可を得た後に復刻・翻刻及び掲載等を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する学外機関等が所蔵する学術資料に係るコンテンツの復刻・翻刻及び掲載等は、当該学外機関等との協議により別に定める。

（個人情報の取り扱い）

- 第14条 個人情報取扱規則（平成17年島大規則第25号）第11条に基づき、第4条第1項、第8条第6項、第9条第1項及び第4項、第11条第1項、第12条第3項並びに第13条第3項の規定により個人情報を取得する際には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。
- 2 館長は、前項により取得した個人情報を、あらかじめ明示した目的の範囲内で使用するものとする。

（システムの変更）

- 第15条 本学は、事前の予告なくデジタルアーカイブのシステムの機能又はサービスの内容等を変更することがある。

（サービスの一時的な中断）

- 第16条 本学は、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は洪水等によりデジタルアーカイブのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することがある。

（サービスの中止）

- 第17条 本学は、デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止することがある。この場合、本学は事前に登録申請者、認証利用責任者に対して通知するとともに、ホームページ上に掲示するものとする。

（免責）

- 第18条 本学は、デジタルアーカイブの利用により発生したコンテンツ利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとする。
- 2 本学は、システムの変更又はサービスの一時的な中断若しくは中止によって、デジタルアーカイブのサービスを利用できなくなったことにより発生したコンテンツ利用者又は第三者が被った損害について、理由を問わずいかなる責任も負わないものとする。

（協議）

- 第19条 デジタルアーカイブの利用に関して、コンテンツ利用者と本学の間で紛争が生じた場合は、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年9月30日から実施する。

別紙様式1-1（第4条関係）

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

島根大学附属図書館長 殿

デジタルアーカイブ登録申請書

島根大学附属図書館デジタルアーカイブに学術資料を登録したいので、次のとおり申請します。

申込年月日		
申請者	フリガナ	
	氏名 *自署または記名押印	(印)
	所属	
	住所	〒
	電話番号	
	E-Mail	@
学術資料名		
数量		
メタデータ（資料名等のリスト）の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
資料の研究によって期待される成果等		

(所蔵者の同意書)

下記学術資料をデジタル化し、島根大学附属図書館デジタルアーカイブに登録することに同意します。

学術資料の所蔵者	フリガナ	
	氏名/機関名 *自署または記名押印	(印)
	住所	〒
	電話番号	
	E-Mail	@
学術資料名		
数量		

※ 記入していただいた個人情報は、デジタルアーカイブを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

令和 年 月 日

(申請者) 殿

島根大学附属図書館長

デジタルアーカイブ登録承認書

デジタルアーカイブへのコンテンツの登録について、下記のとおり承認します。

記

- 1 学術資料の名称
- 2 所蔵者氏名
- 3 所蔵者住所

令和 年 月 日

島根大学附属図書館長 殿

## デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可申請書

(申込者)

氏名 *自署または 記名押印		所属	
住所		電話番号	
		E-mail	

島根大学附属図書館デジタルアーカイブに収録されたコンテンツを次のとおり館内閲覧したいので許可をお願いします。

1	閲覧を希望するコンテンツ名  (記入欄が不足する場合は、別紙に記入のこと)	
2	閲覧目的	
3	閲覧希望日時	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで

※ 記入していただいた個人情報は、デジタルアーカイブを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

(職員使用欄)

上記のとおり申込がありましたので、別紙許可書のとおり許可してよろしいか伺います。

館長	医学図書館長	部長	課長	課長補佐	GL	起案者

決裁：令和 年 月 日  
完結：令和 年 月 日

令和 年 月 日

(申請者) 殿

島根大学附属図書館長

デジタルアーカイブコンテンツ閲覧許可書

令和〇〇年〇月〇日付で依頼のありました「〇〇〇〇」を閲覧することについては、下記の条件で許可します。

記

- 1 コンテンツ名
- 2 閲覧日時
- 3 閲覧場所
- 4 使用条件
  - 1) 指定された日時に、指定された場所で閲覧すること。
  - 2) 閲覧に当たっては、係員の指示に従うこと。

別紙様式 3 - 1 (第 9 条関係)

島根大学附属図書館長 殿

## デジタルアーカイブ認証利用申請書

島根大学附属図書館デジタルアーカイブの認証利用を次のとおり申請します。

申請種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
申請年月日	年 月 日	
研究プロジェクト名		
プロジェクト期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ名		
研究代表者	フリガナ	
	氏 名 (自署または記名押印)	(印)
	所属機関・部署	
	所属機関住所	〒
	電話番号	
	E-Mail	@
認証利用責任者	フリガナ	
	氏 名 (自署または記名押印)	(印)
	学部・学科等	
	電話(内線)番号	
	E-Mail	@
構 成 員	氏 名	所属機関・部署

**(所蔵者の同意書)**

下記コンテンツを認証利用することに同意します。

学術資料の所蔵者	フリガナ	
	氏名／機関名 *自署または記名押印	(印)
	住所	〒
	電話番号	
	E-Mail	@
コンテンツ名		

- \* 認証利用は、島根大学内に設置された研究プロジェクトの構成員がプロジェクトの実施期間中に利用するものです。
- ※ 記入していただいた個人情報は、デジタルアーカイブを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

令和 年 月 日

(研究代表者) 殿

島根大学附属図書館長

## デジタルアーカイブ認証利用承認書

令和 年 月 日付けで申請がありましたデジタルアーカイブ認証利用については、下記の条件で承認します。

研究プロジェクト名			
プロジェクト期間			
認証利用承認期間			
コンテンツ名			
研究代表者氏名			
研究代表者所属			
研究代表者及び 構成員氏名	利用者 I D	交付日	有効期限
備考			

## 記

(使用条件)

- 1 上記の研究プロジェクトの研究目的以外に使用しないこと。
- 2 利用者 I D, パスワードの管理には十分注意を払うこと。また、故意に研究プロジェクトのメンバー以外の者に当該コンテンツを使用させないこと。
- 3 当該コンテンツの複製物は、研究終了後に確実に削除、破棄し、第三者に漏洩することのないよう注意すること。
- 4 当該コンテンツを出版物等に掲載する場合は、別途所定の様式により島根大学附属図書館長宛に申請すること。
- 5 当該コンテンツの使用により法的な問題が生じた場合は、研究代表者が責任を負うこと。

島根大学附属図書館長 殿

## 認証利用に係る調査・研究完了報告書

島根大学附属図書館デジタルアーカイブの認証利用に係る研究プロジェクトが終了しましたので次のとおり報告します。

研究プロジェクト名		
研究プロジェクト 終了年月日		
研究 代表 者	フリガナ	
	氏 名 *自署または記名押印	
	所属機関・部署	
	所属機関住所	〒
	電話番号	
	E-Mail	@
コンテンツ名		

※ 記入していただいた個人情報は、デジタルアーカイブを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

(職員使用欄)

上記のとおり報告がありましたので、供閱します。

館長	医学図書館長	部長	課長	課長補佐	GL	起案者

デジタルアーカイブコンテンツ複製許可申請書

令和 年 月 日

島根大学附属図書館長 殿

(申込者)

氏名 *自署または 記名押印		所属	
住所		TEL	
		FAX	
		E-mail	

島根大学附属図書館デジタルアーカイブに収録されたコンテンツを次のとおり複製したいので許可をお願いします。なお、複製に当たっては、下記の複製条件を遵守いたします。

1	複製を希望する資料名 及び複製箇所 (記入欄が不足する場合は、別紙に記入のこと)	資料名:	
		Permalink:	
		複製箇所:	
		資料名:	
		Permalink:	
		複製箇所:	
2	複製の目的		

※ 記入していただいた個人情報は、デジタルアーカイブを運用する目的で使用します。取得した個人情報をこの目的以外のために使用し、又は第三者に提供することはありません。

記

(複製条件)

- 1 上記目的以外使用しないこと。
- 2 無断で複製物を再複製し、又は復刻・翻刻・掲載し、又は複製物を販売・譲渡し、若しくは交換物として使用しないこと。
- 3 複製は、島根大学附属図書館職員が行う。

令和 年 月 日

殿

島根大学附属図書館長

〇〇〇〇

公印省略

## デジタルアーカイブコンテンツ複製許可書

令和〇〇年〇月〇日付で申込みのありました「〇〇〇〇」を複製することについては、下記の条件で許可します。

### 記

- 1 資料名及び複製箇所
- 2 複製の目的
- 3 使用条件
  - 1) 上記目的以外使用しないこと。
  - 2) 無断で複製物を再複製し、又は復刻・翻刻・掲載し、又は複製物を販売・譲渡し、若しくは交換物として使用しないこと。



令和 年 月 日

殿

島根大学附属図書館長

〇〇〇〇

公印省略

## 復刻・翻刻及び掲載等許可書

令和〇〇年〇月〇日付で申込みのありました「〇〇〇〇」を〇〇〇〇に使用することについては、下記の条件で許可します。

### 記

- 1 資料名及び使用部分
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用条件
  - 1) 上記の目的以外に使用しないこと。
  - 2) 使用に際しては、原本が島根大学附属図書館の所蔵であること及び図書館が指定する資料の標題を表示すること。
  - 3) 当該資料を使用した出版物等の成果物又はそのコピーを 1 部島根大学附属図書館に寄贈すること。
  - 4) 著作権法その他の法的な問題が生じた場合は、申請者がすべての責任を負うこと。